



令和4年1月12日

秦野市議会議長
小菅基司様

秦野市議会議員政治倫理審査会
委員長 山下博己

秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する疑
いがある事件の審査結果について（報告）

令和3年10月15日付けで審査の付託を受けた件について、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第5条第11項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査請求の対象となった議員の氏名

- (1) 今井実
- (2) 吉村慶一

2 審査請求の対象となった事由の規程上の該当条項

- (1) 今井実
規程第3条第3号、同条第4号及び同条第6号
- (2) 吉村慶一
規程第3条第6号

3 審査請求の対象となった内容

- (1) 今井実
おおね公園内の売店の管理許可及び施設使用料の減免に係る覚書に関し、当事の代表であった今井議員が、市職員の公正な職務執行を妨げたり議員であることの影響力を不正に行使したこと、及び市が行う許可、請負その他契約に関して、有利な取り計らいをするよう働きかけを行った事実があるのか、執行部の調査結果等を確認し事実関係を明らかにすること。
- (2) 吉村慶一
おおね公園内の売店の管理許可及び施設使用料の減免承認の手続きに関

し、条例違反に関わったとして、令和2年10月1日に今井議長（当時）を呼び出し、一方的に議長職の辞職要求を行った。また、タウンニュース秦野版や自身の議会報告に、条例違反が存在したと誤解されかねない意見を掲載した行為について、上記（1）の調査結果を踏まえた調査を行うこと。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第3条第3号（市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしない）、同条第4号（市職員の公正な職務執行を妨げ、その権利又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしない）及び同条第6号（市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む）という政治倫理基準に反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和3年10月15日（金）

委員長及び副委員長を選出した後、審査請求の内容、審査会設置の経緯等について確認するとともに、議長から付託された調査の適否について審査を行った。

(2) 第2回審査会 令和3年11月2日（火）

審査の参考とするため、執行部（建設部公園課）に対して、審査会委員（以下「委員」という。）による事情聴取を行った。

(3) 第3回審査会 令和3年11月16日（火）

審査対象議員2人からの弁明を受けるとともに、委員による事情聴取を行った。

(4) 第4回審査会 令和3年12月9日（木）

これまでの審査を踏まえ、措置の適否や内容について、次回の審査会で審査することとした。

(5) 第5回審査会 令和3年12月20日（月）

措置の適否や内容について、委員から意見を徴した。

(6) 第6回審査会 令和4年1月5日（金）

第5回審査会における意見を踏まえ、議長への報告内容を決定し、付託された事件の審査を終了した。

2 審査の要旨

上記1のとおり付託事件について、公正かつ慎重に審査した中で、次の点について確認。

(1) 今井実議員について

ア 今井議員から平成23年の覚書締結時に、規程第3条第3号「団体のために有利な取り計らい」及び第4号「権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけ」を行った事実があったのか、執行部（建設部公園課）への聞き取りを行い、「事務に携わった関係職員（退職者を含む。）への聞き取りを行い、団体が優位になるような働きかけ及び団体の代表となることで優位になるような事実はなかった」との回答を得た。

イ 今井議員は覚書の締結に関し、「通年の契約更新の流れの中の一連の手続きという認識で、家賃や条件交渉といったものが一切なく、基本的には定期的な更新としてとらえていた」、「市役所から書類が来て、組合の実印をそのまま押印していたのが現実である」との回答を得た。

さらに、「市が持ってくる書類なので、条例に違反しているとは思わないし、例規等と照らし合わせて、これが正規の手続きなのかと疑うことはしなかった」との回答を得た。

このことについて審査会においては、「議員であれば、覚書が条例に対して問題があるかどうか、確認すべきであったのではないか」との意見があった。

ウ 今井議員に係る調査に関連して、執行部から提出された「秦野市立おおね公園における売店の管理許可及び減免承認に関する調査結果について」の内容について質疑したが、「公園の違法管理等に関わる不当利得返還等請求事件により、係争中であることから回答を控える」との発言もあり、現時点では事実関係を全て確認することができない事項もあった。

エ 以上のことから、審査会としては、係争中である裁判の結果が明らかにならない時点において、委員会として一定の判断を示すことは差し控えることとした。

(2) 吉村慶一議員について

ア 今井議員から、「吉村議員から呼び出され、条例違反に関わったとして議長を辞職するよう、恐喝と受け取られかねない発言があったことは事実である」との回答を得た。

また、吉村議員から、「公の場で条例違反があったと発言する前に、本人（今井議員）が自分のやったことに対し身の処し方を考え、対処することで決着をつけることは政治家としては当然で、脅しとは考えていない」との回答を得た。

イ 吉村議員は、執行部からの調査結果が出る前に広報を行っているが、「十分な根拠をもった議会における質問、住民監査請求、住民訴訟の広報ができないとすれば市民の『知る権利』は守られない」との回答を得た。

また、「裁判の結果が条例違反でないとされた場合、どのような行動を起こすのか」との質疑に対し、「同様にタウンニュースで報告する」との回答を得た。

ウ 吉村議員は、覚書締結は条例違反で不適切な行政処分だと主張しており、横浜地方裁判所に訴状を提出し係争中である。

エ また、審査会においては、執行部から令和2年9月17日予算決算常任委員会決算分科会において、「この件については調査を行い、適正な手続きになるよう是正する」としていたが、「調査結果が出る前に個人名をあげた上であたかも条例違反が存在するような発言をしたことは、すでに発言内容が会議録から削除されるなどの措置は行われているものの、議員として品位と名誉を損なう行為ではないか」との意見があった。

オ 以上のことから、審査会としては、係争中である裁判の結果が明らかになってから規程に基づく措置の是非について判断をすべきであり、委員会として一定の判断を示すことは差し控えることとした。

3 審査会の措置

審査会は、上記の判断を踏まえ両議員に対し、「規程に基づく措置は行わない」と決定した。

ただし、「裁判結果に基づいて、その時の判断で新たに審査請求をすべきである」との意見があった。

また、吉村慶一議員に対し、「執行部からの調査結果が出ていない段階で、議場で名指しの発言をしたこと及び議長を呼び出し辞職を求めたことは、議員として行き過ぎた行為であるため、議長から文書による注意が必要である」との意見を付すこととした。